新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の市役所の業務体制に ついて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、本市においては、人と人との接触機会をできる限り減らす取組みを行い、市民の皆様の命と健康、生活の安全と安心を確保することを目的に、7月31日(土)から8月22日(日)まで、「いわき市感染拡大防止一斉行動」を実施することとしました。

このことを踏まえ、市では、職員が感染した場合であっても、市民生活に必要な行政機能の維持を図るため、市の業務体制については、次のとおり対応することとなりますので、市民の皆様及び事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

## 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の優先

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務を最優先に執行するため、優 先度の低い業務については、中断し、休止し、延期し、又は縮小します。

※ 感染者が発生し、窓口や業務を縮小等する場合には、その都度お知らせします。

## 2 市職員の在宅勤務等の実施

事業者の皆様に対し、人と人との接触の機会を減らす職場環境づくりの協力要請を行っていることを踏まえ、市職員についても、新型コロナウイルス感染症への対応業務や、窓口対応等の市民生活の維持に欠かせない業務に従事する職員を除き、在宅勤務、時差出勤等を実施します。

## 3 市役所への来庁の自粛

職員の在宅勤務等の実施に伴い、通常よりも少人数での業務となることから、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、市役所本庁舎や支所、市民サービスセンター等への来庁は、必要不可欠な用務以外は、極力避けていただきますよう、お願いします。

## 4 実施期間

いわき市感染拡大防止一斉行動の期間